

## 介護予防・日常生活支援総合事業 運営の手引き（旧来の介護予防訪問介護相当サービス）

※旧来の介護予防訪問介護と取扱いが異なる「報酬請求上の注意点について」のみ抜粋しています。

# V 報酬請求上の注意点について

### (1) 1回当たりの単価設定

- 介護予防訪問介護では、月額包括報酬（定額制）とされていましたが、小田原市の訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）においては、「サービス利用実績に応じた報酬設定」及び「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）との併用」の観点から、原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用いることとします。

訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）については、介護予防訪問介護と同様、「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化します。通院等乗降介助は算定しないこととし、通院等乗降介助以外のサービスの範囲については、訪問介護と同じ扱いとします。

#### 【区分と単位数】

週に1回程度	<u>266</u> 単位/回 1, <u>168</u> 単位/月※1か月の提供回数が4回を超えた場合	事業対象者・要支援1・2
週に2回程度	<u>270</u> 単位/回 2, <u>335</u> 単位/月※1か月の提供回数が8回を超えた場合	事業対象者・要支援1・2
週に3回以上	<u>285</u> 単位/回 3, <u>704</u> 単位/月※1か月の提供回数が12回を超えた場合	事業対象者・要支援2

- 原則として、サービス提供実績に基づき、1回あたりの単価により請求します。（例外的に日割り計算を行う場合については、次ページ【日割り請求にかかる取扱い】を参照）

（例1）週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。

→266単位×4回

（例2）週に1回程度の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した。

→1,168単位

（例3）週に2回程度の利用者に対し、1月に8回サービスを提供した。

→270単位×8回

（例4）週に2回程度の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。

→2,335単位

（例5）週に2回程度の利用者で、1月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により1月に3回の提供となった。

→270単位×3回

#### ○ 支給区分（1週間のサービス回数）

あらかじめ、地域包括支援センターによる適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度に基づき、各区分を位置付けてください。

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがありますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあつては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画及び訪問型サービス計画を定める必要があります。

(例1) 事業対象者で、1週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1月に7回サービスを提供した。  
→「1週に1回程度」として、1, 168単位を算定

(例2) 事業対象者で、1週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1月に4回サービスを提供した。  
→「事業対象者(1週に2回程度)」として、270単位×4回を算定

なお、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)と併用する場合には、両サービスを合計した1週当たりのサービス提供頻度により、各区分を位置付けること。

また、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)と併用する場合、両サービスの単位数(加算を除く)の合計に、次のとおり上限が設けられるので、留意すること。

1週に1回程度	1, 168単位/月	事業対象者・要支援1・2
1週に2回程度	2, 335単位/月	事業対象者・要支援1・2
1週に3回以上	3, 704単位/月	事業対象者・要支援2

(例1) 1週に1回程度の利用者に対し、訪問型サービス(旧来の介護予防訪問介護相当)を1月に2回、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を1月に2回提供した。

→(266単位×2回)+(219単位×2回)=970単位<1,168単位・・・算定可

(例2) 1週に1回程度の利用者に対し、訪問型サービス(旧来の介護予防訪問介護相当)を1月に2回、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を1月に3回提供した。

→(266単位×2回)+(219単位×3回)=1,189単位>1,168単位・・・算定不可

#### ○ 1回当たりのサービス提供時間

- ・ 介護予防サービス計画において設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量を訪問型サービス(旧来の介護予防訪問介護相当)事業者が作成する訪問型サービス計画に位置付けること。

#### 【日割り請求に係る取扱い】

1月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数となる場合で、以下の①～⑥のいずれかに該当するときは、日割り計算を行います。

- ① 区分変更(要介護→要支援、要支援1⇔2)
- ② サービス事業所の変更(同一保険者内のみ)
- ③ 事業所指定有効期間満了
- ④ 事業所指定効力の一部停止の開始(解除)
- ⑤ 月途中で介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を退(入)所し、その後(前)、訪問型サービス(旧来の介護予防訪問介護相当)を利用する場合
- ⑥ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者が、当該サービスの利用日以外に訪問型サービス(旧来の介護予防訪問介護相当)を利用する場合

※ ⑤・⑥の場合、短期入所サービス等の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求を行います。

※ 実際の提供日数による日割り計算ではありません。

○ 加算(月額)部分に対する日割り計算は行いません。

**【質問事例】**

Q 訪問型サービスについては、複数の事業所を利用することはできないか。

A 複数の事業所を利用することはできません。1つの事業所を選択する必要があります。  
ただし、ケアマネジメント上必要と考えられる場合は、訪問型サービス（予防給付型）と訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）を併用することは可能です。

Q 同一保険者管内の引越等により月途中で事業者を変更した場合の報酬の取扱いはどうなるのか。

A 1月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数となる場合は、日割りで計算した報酬となります。  
.....

Q 当初、週2回程度の（Ⅱ）型を算定していたものの、月途中で状況が変化して週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればいいですか。

A 状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更してください。なお、その際、報酬区分については、月途中で変更する必要はありません。  
なお、状況の変化が著しい場合については、翌月から、支給区分を変更の検討もありえるので、地域包括支援センターに相談してください。  
.....

Q 要支援1は週1回、要支援2は週2回といった形の取り扱いを行ってよいか。

A 利用者の状況等に応じて判断されるものであり、不適當です。